

定款

株式会社ディー・エヌ・エー

定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ディー・エヌ・エーと称し、英文ではDeNA Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種情報処理サービス及び情報提供サービス
- (2) ホームページの企画、制作及び運営
- (3) 衣料品、装身具、家庭用電気製品、スポーツ用品、医薬品、医療機器、介護用品、食料品、酒類等の企画、製造、売買及びその仲介
- (4) フランチャイズチェーンシステムによる小売・飲食その他の店舗の経営
- (5) 古物の売買
- (6) 広告宣伝の企画、制作及び広告代理業
- (7) 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用及びその代理業
- (8) コンピュータ、通信システム、その周辺機器、関連機器並びにソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用及びその代理業
- (9) キャラクター商品、ゲーム、ゲーム機器、玩具等の企画、開発及び著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡並びにこれらの仲介、代理業
- (10) 旅行業法に基づく旅行業及びその代理業
- (11) 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、管理及び運用
- (12) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (13) 通信販売業
- (14) 物品賃貸業及びその仲介並びに代理業
- (15) 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、特許権等の知的所有権の売買、賃貸借及び管理運用
- (16) 出版物の企画、制作、販売及び仲介
- (17) 映像、音楽その他のソフトウェアの企画、制作、販売及び仲介
- (18) 通信システムによる情報、画像、楽曲の配信及び販売
- (19) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (20) 投資業
- (21) 金融商品仲介業
- (22) 金融商品取引業
- (23) 金融業
- (24) 貸金業及びその仲介業
- (25) 集金代行業
- (26) クレジットカード事業
- (27) 保険業
- (28) 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務及びその仲介業
- (29) 倉庫業並びに物流センターの管理・運営及び物流情報の収集処理業務
- (30) 放送事業
- (31) イベントの企画及び運営
- (32) スポーツ、音楽、ゲーム、映画、演劇その他各種催事の企画、製作、興行並びに関連商品の製造・販売
- (33) スポーツ、宿泊、飲食、文化、娯楽、美容、医療、福祉及び研修教育等の各種施設・設備の経営及び関連する役務提供
- (34) スポーツ選手、インストラクター、作家、音楽家その他の芸術・技術専門家等のマネジメント
- (35) スポーツ・文化等の各種教室・講座及び学習塾の経営並びに教材の提供

- (36) 顧客管理及びコールセンター業務の企画、提供、運営
- (37) 企業ポイント、クーポン等の精算業務
- (38) 旅客自動車運送事業
- (39) 貨物自動車運送事業
- (40) 貨物利用運送事業及び運送取次事業
- (41) 前各号に関連する業務のコンサルティング及び業務受託
- (42) 上記各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、540,900,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- 2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。但し、当該取締役にさしつかえあるときはあらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会及び代表取締役

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。但し、当該取締役にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 前項の規定にもかかわらず、取締役及び監査役全員の同意がある場合には、取締役会の招集通知を省略することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(代表取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、取締役の中から当会社を代表する取締役を若干名選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって、取締役の中から会長、社長各1名、副社長、専務、常務各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、取締役会の決議をもって、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第29条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は株主総会の決議をもって定める。

(監査役会の招集)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 前項の規定にもかかわらず、監査役会は、監査役全員の同意があるときは、監査役会の招集通知を省略することができる。

(監査役の責任免除)

第34条 当会社は、取締役会の決議をもって、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、監査役との間に、会社法427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高

い額とする。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附則

- 1 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずる。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

最終改定日 2022年6月26日